

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2章 年俸制特定教員 (職務内容)</p> <p>第3条 年俸制特定教員は、特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に従事する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>部局等の定めるところにより実施するテニユアトラック制に基づき雇用される年俸制特定教員は、入試業務に従事することができる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第2章 年俸制特定教員 (職務内容)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>別に定める基準を満たす場合は、年俸制特定教員を入試業務に従事させることができる。</u></p> <p>附 則 (令和8年達示第36号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>